

第10表 家事渉外事件の事件別新受件数—全家庭裁判所

事 件	件 数
総 数	7 714
審 判 事 件	3 833
甲 類	3 347
後見開始の審判及びその取消し(甲1)	100
保佐開始の審判・取消しなど(甲2)	21
補助開始の審判・取消しなど(甲2の2)	4
不在者の財産の管理に関する処分(甲3)	169
失踪の宣告及びその取消し(甲4)	28
養子をするについての許可(甲7)	352
特別養子縁組の成立及びその離縁に関する処分(甲8の2)	37
特別代理人の選任(利益相反行為)(甲10)	102
後見人等の選任(甲14)	25
相続の限定承認の申述受理(甲26)	23
相続の放棄の申述の受理(甲29)	1 663
相続財産管理人選任等(相続人不分明)(甲32)	49
遺言書の検認(甲34)	47
遺言執行者の選任(甲35)	7
任意後見契約に関する法律関係	5
戸籍法による氏の変更についての許可	115
戸籍法による名の変更についての許可	68
就籍についての許可	29
戸籍の訂正についての許可	51
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律20条2項の事件	180
その他	272
乙 類	486
婚姻費用の分担(乙3)	57
子の監護者の指定その他の処分(乙4)	233
財産の分与に関する処分(乙5)	10
親権者の指定又は変更(乙7)	133
扶養に関する処分(乙8)	12
寄与分を定める処分(乙9の2)	3
遺産の分割に関する処分(乙10)	20
その他	18
調 停 事 件	3 881
乙 類	1 310
婚姻費用の分担(乙3)	261
子の監護者の指定その他の処分(乙4)	629
財産の分与に関する処分(乙5)	23
親権者の指定又は変更(乙7)	259
扶養に関する処分(乙8)	19
寄与分を定める処分(乙9の2)	4
遺産の分割に関する処分(乙10)	85
その他	30
乙 類 以 外	2 571
婚姻中の夫婦間の事件	1 854
家事審法23条に掲げる事項	573
その他	144

(注) この表は前掲3, 4表の内数表である。

家事渉外事件とは家事審判, 調停事件のうち, 申立人, 相手方, 事件本人, 参加人, 被相続人, 遺言者などの全部又は一部が外国人である事件をいう。

第11表 家事抗告事件の原裁判所別受付，既済，未済手続別件数
—最高裁判所

原裁判所 (高等裁判所)	受 付			既 済								未 済
	総 数	旧 受	新 受	総 数	決 定				取 下 げ	そ の 他		
					棄 却	却 下	移 送	破 棄				
総 数	264	18	246	230	219	5	-	-	5	1	34	
東 京	92	6	86	81	79	2	-	-	-	-	11	
大 阪	53	4	49	49	47	2	-	-	-	-	4	
名 古 屋	26	4	22	23	22	-	-	-	-	1	3	
広 島	15	-	15	14	14	-	-	-	-	-	1	
福 岡	39	3	36	31	28	-	-	-	3	-	8	
仙 台	17	-	17	13	13	-	-	-	-	-	4	
札 幌	12	1	11	12	12	-	-	-	-	-	-	
高 松	10	-	10	7	4	1	-	-	2	-	3	

(注) この表は最高裁判所で取り扱った民事特別抗告及び許可抗告事件のうち，家庭裁判所を第一審とする事件についての表である。

第12表 家事抗告事件の新受，既済，未済手続別件数—高等裁判所別

高等裁判所	新 受	既 済									未 済
		総 数	却 下	棄 却	取 消 し		移 送	命 令	取 下 げ	そ の 他	
					自 判	差 戻 し					
総 数	2 702	2 606	34	1 897	495	38	5	7	99	31	657
東 京	992	912	17	699	149	8	1	6	27	5	243
大 阪	652	651	9	438	169	13	1	-	14	7	134
名 古 屋	271	250	5	166	53	5	-	1	15	5	72
広 島	160	154	1	94	37	3	2	-	13	4	65
福 岡	287	283	-	228	36	3	1	-	13	2	50
仙 台	119	120	1	94	21	-	-	-	4	-	26
札 幌	127	143	-	111	18	1	-	-	6	7	34
高 松	94	93	1	67	12	5	-	-	7	1	33

(注) この表は高等裁判所で取り扱った民事抗告事件のうち，家庭裁判所を原審とする事件についての表である。